福岡サイクルスポット認定制度実施要領

(目的)

第1 この要領は、本県の自転車による観光(サイクルツーリズム)を振興するため、「福岡サイクルスポット」として、「福岡サイクルステーション」、「サイクリストに優しい 宿」及び「福岡サイクルゲートウェイ」を認定し、自転車観光客の利便性を向上し、快適 なサイクリング環境を整備することを目的とする。

(定義)

- 第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 福岡サイクルスポット

「福岡サイクルステーション」、「サイクリストに優しい宿」または「福岡サイクルゲートウェイ」のいずれかに認定された施設全体を指すもの。

ア、福岡サイクルステーション

道の駅、飲食店、観光スポット等で自転車に乗る人が気軽に休憩やメンテナンスができ、サイクリスト向けに各種サービスを提供する施設。

イ、サイクリストに優しい宿

福岡県内を自転車で周遊される方が快適に宿泊するために、客室内への自転車の持込みや施錠可能な自転車保管場所を備え、宿泊者向けの手荷物一時預かり等を提供する宿泊施設。

ウ. 福岡サイクルゲートウェイ

レンタサイクル又はシェアサイクルが利用可能であり、必要な情報や物品が購入できるなど、利用者の快適で安心な利用をサポートするための機能が備わった施設。

(2) サイクルスタンド

自立が困難なスポーツサイクルを固定するための駐輪設備であって、同時に3台以上駐輪することができ、かつ、耐久性を有するもの。

(3) フロアポンプ(空気入れ)

英式、米式及び仏式バルブに対応し、空気圧を確認できる目盛りのついた空気入れ。

(4) 自転車修理用工具

タイヤレバー、六角レンチ及びプラスドライバー等の簡易的な自転車の修理及び整備が可能 な工具。

(認定要件)

第3 「福岡サイクルスポット」の各施設の認定要件は、別表のとおりとする。

(認定申請)

第4 「福岡サイクルスポット」の認定を受けようとする施設の管理者は、「福岡サイクル

スポット認定申請書」(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添付し、 福岡県知事(以下「知事」という。)に申請するものとする。

(認定)

- 第5 知事は、申請書を受理した場合は、第3の要件に基づき内容を審査し、要件を満たす と認められるときは、当該施設を「福岡サイクルスポット」に認定するものとする。
- 2 知事は、前項の規定に基づき、当該施設を「福岡サイクルステーション」、「サイクリストに優しい宿」または「福岡サイクルゲートウェイ」のいずれかに認定したときは、「福岡サイクルスポット認定通知書」(様式第2号。以下「認定証通知書」という。)、ステッカー(サイクリストに優しい宿の場合はアクリルプレート)及びのぼり旗を交付するものとする。

(広報)

- 第6 知事は、公益社団法人福岡県観光連盟と連携し、「福岡サイクルスポット」に認定した施設(以下「認定施設」という。)の名称及び取組内容について、サイクルツーリズムに関するウェブサイト「CYCLE&TRAIL FUKUOKA」(サイクルアンドトレイルフクオカ) (https://www.crossroadfukuoka.jp/cycletrail/)に掲載する等により広く県内外のサイクリストに向けたプロモーションを実施するものとする。
- 2 認定施設は、「CYCLE & TRAIL FUKUOKA」等に事業者情報を掲載するため、知事に「プロモーション情報掲載申請書」(様式第3号)に写真データを添付し、福岡県知事(以下「知事」という。)に申請するものとする。

(認定施設の管理者の責務)

第7 認定施設の管理者は、自転車利用者が第3の要件で定める設備を安全かつ快適に利用できるよう維持管理するものとする。

(取組状況の調査)

第8 知事は、必要に応じて、認定施設における取組状況を調査することができるものとする。

(認定の辞退)

第9 認定施設の管理者は、第3の要件を満たさなくなったとき、又は認定継続の意思を失ったときは、速やかに「福岡サイクルスポット辞退届出書」(様式第4号)に認定証を添付の上、知事に届けなければならない。

(認定の取消し)

第 10 知事は、認定施設が第3の要件を満たさないことが明らかになったときは、当該施 設の認定を取り消すものとする。

- 2 知事は、前項の規定により認定の取消しをするときは、理由を付して認定施設の管理者にその旨を通知するものとする。
- 3 認定の取消しを受けた場合、認定施設の管理者は速やかに認定証、ステッカー(サイクリストに優しい宿の場合はアクリルプレート)及びのぼり旗を知事に返納するものとする。

(所掌)

第 11 この要領に関する事務は、福岡県観光局観光振興課において所掌する。

(その他)

第 12 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

別表 (第3関係)

認定	福岡サイクルスポット認定制度		
制度	福岡サイクルステーション	サイクリストに優しい宿	福岡サイクルゲートウェイ
対象者	市町村、観光協会、 観光関連事業者	宿泊事業者、民泊事業者	主要アクセスポイント (空港、鉄道駅、道の駅等)
認要定件	(1) 必須要件 ・サイクルスタンドの設置 (2) 推奨機能 ・トイレの供用 ・フロアポンプ貸出し ・自転車修理用工具の貸出し ・水分補給(自動販売機・飲料 水の提供)が可能であること ・必要な情報(ルートマップ、宿泊施設、サイクルステーション、見所、食事、緊急サポート)の提供 ・物品販売(タイヤチューブ、パーツ、携行食等) ・wifi環境の提供	(1) 必須 (1) 必須 (1) 必須 (1) 必須 (1) を (1) を (1) を (1) を (2) を (2) にでしたないででしたないででしたないででしたないでです。 (3) を (4) でもたないでですががはないでである。 (5) でもたないでですがです。 (6) でもたないでですがです。 (6) でもたないでですがです。 (7) でもたないでです。 (8) でもたないでですがです。 (9) でもたないででする。 (1) 必須 (1) を (2) には、 (3) でもたないでですがです。 (4) でもたないででする。 (5) でもたないででする。 (6) でもたないででする。 (7) でもたないででする。 (8) でもたないででする。 (9) でもたないででする。 (1) でもたないででする。 (1) でもたないででする。 (1) でもたないででする。 (2) には、 (3) でもたないででする。 (4) でもたないででする。 (5) でもたないででする。 (6) でもたないででする。 (6) でもたないででする。 (6) でもたないででする。 (6) でもたないででする。 (6) でもたないででする。 (6) でもたないででする。 (6) でもたないででする。 (6) でもたないででする。 (6) でもたないでする。 (6) でもたないでする。 (6) でもたないでする。 (6) でもたないでする。 (6) でもたないでする。 (6) でもたないでする。 (6) でもたないでもたないでする。 (6) でもたないでもたないでする。 (6) でもたないでもたないでする。 (6) でもたないでもたないでする。 (6) でもたないでもたないでもたないでする。 (6) でもたないでもたないでもたないでは、 (6) でもたないでもたないでもたないでもたないでもたないでする。 (6) でもたないでもたないでもたないでもたないでもたないでもたないでもたないでもたない	(1) サイン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・